

議 事 概 要

会議の名称 平成29年度第4回長久手市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成30年1月25日(木) 午後1時30分から午後3時まで
開催場所 会議室 H

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	柳生 聖子
事務局 福祉部次長	成瀬 拓
保険医療課長	林 元美
同課長補佐兼国保年金係長	名久井 洋一
同係主任	佐藤 有美

傍聴者人数 5名

会議の公開・非公開 公開

議題

- 1 長久手市国民健康保険税条例の一部改正(案)について
- 2 長久手市国民健康保険税条例施行規則の一部改正(案)について
- 3 長久手市国民健康保険条例の一部改正(案)について
- 4 平成29年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(案)の概要
- 5 平成30年度長久手市国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係
電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 福祉部次長 成瀬 拓

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、村田昌克委員、塚本正美委員を指名。

3 議題

- (1) 長久手市国民健康保険税条例の一部改正（案）について（別紙1）
- (2) 長久手市国民健康保険税条例施行規則の一部改正（案）について（別紙3）

〈事務局説明〉

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

委員 保険税の激変緩和のため保険税率の引き上げは5年間で行うとのことですが、平成34年度以降はどうなるのですか。

事務局 今回の改定案では、市町村標準保険料率を参考に平成34年度までの5年間で段階的に保険税率を引き上げる改正案を示しています。

今後は、年度ごとに県から納付金の額、市町村標準保険料率が示されますので、その動向を見ながら、保険税率の改正案も見直していきます。

委員 この改正案では平成30年度から平成34年度で所得割率が3%増加することになりますが、今後、所得水準は下がってくるのではないかと思うのですか、そうすると税率をもっと上げないと税収が確保できないのではないのですか。

事務局 納付金の額を決める際に各市町村の所得水準が反映されるため、所得水準が下がれば納付金の額も下がるはずなので、ある程度税率も抑えることができると思います。

委員 被保険者数が減少していますが、何%ほど減少しているのですか。

事務局 毎年2.2%ずつ減少していく予想をしています。実際に平成26年度をピークに減少しており、今後団塊の世代が75歳を迎えることもあり、減少傾向は続くと思います。

副会長 今後、所得100万円以上200万円未満の一人世帯、特に高齢者が増えていくと思います。しかし、参考4を見ても法定軽減の対象外

であり負担が大きく、不公平感があるように思います。

事務局 所得が200万円以下の世帯には新たに減免基準を設けることにしています。法定軽減の対象外の世帯について、世帯所得が200万円以下の場合、申請無しで均等割と平等割を2割減免します。

会長 保険税負担の激変緩和として新たな減免基準を設置するということですね。これによって、モデルケースでは13,200円の増額となるところ、1,300円の増額に抑えられているのですね。

事務局 保険税率引き上げの影響が大きい世帯に対して新たな減免基準を設けることで、影響を抑えていきます。

会長 この減免基準は全国一律ではなく、長久手市独自のものですか。

事務局 長久手市独自の基準で規則で定めるものです。同様の減免は、名古屋市、一宮市、豊橋市などが行っています。

会長 この減免は平成34年度までの5年間の時限的なものですか。

事務局 今後、被保険者の状況などに応じて内容の見直しの必要はあると考えていますが、減免は時限的なものとは考えていません。

会長 長久手市はこれまで資産割課税があったために、所得割を抑えてくることができたのではないかと思います。今後、資産割が廃止されると、所得割にかかる分が大きくなる気がしますがどうですか。

事務局 資産割が課税されていた世帯は約50%でした。資産割課税は居住している家など収益性のない固定資産についても課税されており、実収入が少ない世帯には負担になっていました。一方で均等割、平等割を引き上げた場合、収入の少ない世帯の負担が大きくなります。そのため、所得に応じて課税する所得割とのバランスを考えながら税率を設定します。

会長 他に質問等はありませんか。

諮問事項の別紙1 国民健康保険税条例の一部改正について及び別紙3 国民健康保険税条例施行規則の一部改正について、意見のある方はいらっしゃいますか。

低所得者の負担増については、新たな減免基準が設けられるということですのでよろしいですね。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます、「諮問のとおり」として市長に答申します。

(3) 長久手市国民健康保険税条例の一部改正（案）について（別紙2）

〈事務局説明〉

委員 課税限度額を4万円引き上げるとするのは、法定限度額に合わせるということですか。

事務局 そうです。

会長 地方税法が改正されて法定限度額が上げられた場合は、長久手市の国民健康保険税条例を改正する必要がありますが、地方税法の施行が4月1日であるため、条例改正の議案提出が間に合わないため、専決処分で行い後日議会で承認を受けるわけですね。

会長 限度額引き上げの影響世帯は116世帯とのことですが、現在の国保加入世帯はどのくらいですか。

事務局 6,200世帯ほどです。

会長 では、6,200世帯のうち116世帯が今回の引き上げの影響を受ける世帯ということですね。

事務局 そうです。今回、30年度の税率改正を反映していますので、比較的所得が高い世帯が対象となっています。

会長 軽減の話になりますが、2割軽減、5割軽減合わせて1,100世帯程度が対象となっていますね。それに加えて新たに長久手独自の減免対象となる世帯が1,100世帯ありますね。そうすると、長久手の国保加入世帯の3分の1が何らかの軽減、減免の対象となっているのですね。

事務局 加えて7割軽減の対象世帯が1,100世帯程度です。合わせると5割を超える世帯が軽減、減免の対象となることになります。

会長 低所得者への対応はしっかりできているのですね。

会長 その他、委員の皆様、意見等はございませんか。

諮問事項の別紙2国民健康保険税条例の一部改正について、意見のある方はいらっしゃいますか。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます。「諮問のとおり」として市長に答申します。

(3) 国民健康保険条例の一部改正（案）について

〈事務局説明〉

会長 県にも国民健康保険運営協議会が設置されることになったため、それと区別するために名称を変更するということですね。

委員の皆様、意見等はございませんか。

ご質問がなければ、このことは報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

事務局 国民健康保険条例改正（案）については、3月議会に提出します。

(4) 平成29年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（案）について

〈事務局説明〉

会長 基金残高は例年この程度でしたか。

事務局 平成27年度は取崩しはありませんでしたが、平成28年度に8,600万円あまりの取崩しを行いました。平成29年度当初残高は2,800万円程度でしたが、今後2,600万円ほどの取崩しを予定していますので、今回の積立を加えても今年度末の残高見込は700万円ほどとなります。

財政の安定化という観点からも基金は維持していきたいと思っておりますので、今後も余剰金が出るようであれば積立をしていきます。

会長 その他、ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

事務局 平成29年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（案）については、3月議会に提出します。

(5) 平成30年度長久手市国民健康保険特別会計当初予算（案）について

〈事務局説明〉

会長 長久手市は県に納付金を払い、後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者納付金などは県が社会保険診療報酬支払基金に支払うということですね。保険給付費については、県ではなく長久手市から国保連合会へ支払いするのですね。

事務局 保険給付費については、国保連合会での審査後決定されて保険者である市へ請求されます。そのため、保険給付費は市から国保連合会へ支払いします。その費用は保険給付費等交付金として県から全額交付されます。そのため、長久手市で急激な医療費に増加があった場合でも、年度途中で影響を受けることはなくなり、財政的に安定します。

会長 歳入の63%を占める県支出金の財源はすべて市町村から集めた事業費納付金ですか。

事務局 納付金の他、国や県の公費も財源となっています。

これまでは、それぞれの市町村単位の財源で運営していましたが、今後はいったん県に財源をすべて集めてそれを市町村に交付する形で運営していくことになります。

会長 その他、ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、このことは報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

事務局 平成30年度長久手市国民健康保険特別会計当初予算（案）については、この3月議会に議案を提出します。

会長 それでは、本日の議題は以上となります。
その他、事務局から何かございますか。

事務局 諮問事項の今後の手続きについて説明します。

委員のみなさまにご審議いただきました諮問事項のうち、別紙1の税率改定についての長久手市国民健康保険税条例改正（案）については、この3月議会に議案を提出します。

別紙2の地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引上げ、軽減判

定所得の基準の引上げにかかる長久手市国民健康保険税条例改正（案）については3月末に専決処分にて対応し、5月臨時議会で承認を受ける予定となっています。

別紙3の減免基準の新設にかかる長久手市国民健康保険税条例施行規則改正（案）については、3月に専決処分にて規則改正を行い、4月1日に施行する予定です。

また、報告事項とさせていただきます長久手市国民健康保険条例改正（案）、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（案）、平成30年度国民健康保険特別会計当初予算（案）についても、この3月議会に議案を提出します。

なお、今年度の運営協議会は本日が最後となります。

いよいよ来年度は国保制度改革の始まりの年となり、14年ぶりとなる税率改正をすることになります。

委員のみなさまには国民健康保険税条例の改正に向けて4回にわたり議論していただきありがとうございました。

来年度以降、年度ごとに医療費や被保険者の状況、そして納付金の額や市町村標準保険料率の動向を見ながら、毎年税率を見直していくこととなります。

委員のみなさまには今後ともご協力をいただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

会長 以上をもちまして、平成29年度第4回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とします。委員のみなさま、おつかれさまでした。

午後3時終了

議事録署名者

議事録署名者